## 調査結果報告書

## 三田市行政監察員 内 橋 一 郎 印

通報受理日	平成29年4月20日
通報の形態	・面接
	・郵便
	・電子メール
	○FAX
通報者	○実名(※ ) 所属部署
	• 匿名
通報内容	・ 税金や保険料の納付が延滞した場合、延滞金が発生し、延滞金を
	納付しなければならないところ、本来の納付額を納付すれば延滞
	金の支払いを請求することを市役所はしていないのは地方税法
	等の延滞金に関する規定に違反する。
調査経過	・ 平成29年4月20日 公益目的通報を受理
	• 同月21日 市長に公益目的通報受理報告書を提出。事務局に調
	查依賴。
	・ 同年5月21日 事務局より資料(三田市分担金等の督促手数料
	及び延滞金徴収条例他)受理
	• 同年6月13日 調査経過報告書提出
	• 同月14日 公益目的通報対象者に対する弁明の機会を付与す
	るため、対象者に対する照会を行う。
	• 同年7月3日 公益目的通報に関する調査依頼。
	• 同月5日 事務局より資料(三田市税延滞金減免事務処理マニュ
	アル)提出
	• 同月13日 調査報告書提出
調査結果	1. 市税等の収納、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の収納
	及び介護保険料の収納のそれぞれを管理する担当課長に対し、直近
	5年間に延滞金の請求を市が行っていない事実があるかどうか等に
	ついて照会した。
	2. 各担当課長からの回答は以下のとおりであった。
	(1) 市税の収納に関する担当課長からの回答
	• 督促発布後の滞納整理としては、延滞金、督促手数料を加算の
	上、納付書を発行し徴収することとしているが、一部請求できて
	いない事実がある。納税者が本税のみを納付した場合に、現行の

電算収納システムでは収納処理時点で延滞金が消滅し、延滞金の 管理ができないためである。

平成26~27年にかけて税システムの更新をするにあたり平成26年8月と10月に「延滞金等の適正化に向けた小委員会」と称した関係部署で構成する委員会で延滞金の取り扱いについて検討し、委員会の結論としては、税法どおりの徴収(確定延滞金)が可能となるようにシステムで対応し、1年後に運用するかどうかの判断をするものとした。

- 平成27年度に上記取り扱いについての判断がなされたかど うかは不明で、前任担当課長からは、確定延滞金は現時点では導 入しないとするのみの引継ぎを受けている。
- (2) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の収納に関する担当課 長からの回答
  - 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の収納に関し、直近5年間に延滞金の請求を市が行っていない事実があるかどうか等について照会したところ、ないという回答であった。
- (3) 介護保険料の収納に関する担当課長からの回答
  - ・ 介護保険料の収納に関し、直近5年間に延滞金の請求を市が行っていない事実があるかどうか等について照会したところ、三田市介護保険条例第12条に基づき、市長がやむを得ない理由があると認めた場合、介護保険料分納誓約書兼延滞金減免申請書の提出について、決裁により承認し、介護保険料分割納付ないし延滞金減免決定通知書により通知しているとの回答であった。

## 3. 検討

- (1) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の収納については直 近5年間に延滞金の請求を市が行っていない事実がないとの回 答であった。また介護保険料の収納については三田市介護保険 条例に基づく処理がなされているとの回答であった。そこで、 市税の収納について、督促発布後の滞納整理としては、延滞金、 督促手数料を加算の上、納付書を発行し徴収することとしてい るが、納税者が本税のみを納付した場合に、現行の電算収納シ ステムでは収納処理時点で延滞金が消滅し、延滞金の管理がで きないため一部請求できていない事実があるとの回答について 検討する。
- (2) 地方税法は、市町村長は、納税者が納期限までに税金を納付

しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては延滞金額を減免することができると規定している(地方税法第326条第3項、第369条第2項、第455条第2項、第482条第3項、第608条第2項)。

三田市市税条例施行規則第5条第1項は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までにその税金を納付せず、又は納付しなかったこと若しくは不足税額を追徴され、若しくは申告納入に係る税額について更正又は徴収され若しくは納付すべき延滞金を減免するものとする。そして同条第2項は第1項の規定によって延滞金の減免を受けようとする者は、当該事由が発生の都度①年度又は事業年度、期別、税目、税額及びこれに対する延滞金、②減免を受けようとする事由を記載した申請書にその事由を証明すべき書類を添付してこれを市長に提出しなければならないと規定している。

三田市税延滞金減免事務処理マニュアルは、上記規則第5条に規定する延滞金の減免について事務処理の適正化を図ることを目的として、目的、延滞金の免除・減免の概要、減免の取り扱い、延滞金減免の申請時期、減免決定及び決裁区分等について規定している。

三田市税延滞金減免事務処理マニュアルは、三田市市税条例施行規則第5条を具体的に適用する場合における判断基準、手続等に関する行政解釈であって、その規定(解釈)は尊重されるべきである。

(3) しかし、市税の収納について(督促発布後の滞納整理として は延滞金・督促手数料を加算の上、納付書を発行し徴収するこ ととしているが)、納税者が本税のみを納付した場合に、現行の 電算収納システムでは収納処理時点で延滞金が消滅し、延滞金 の管理ができないため一部請求できていないという事実は三田 市市税条例施行規則や三田市税延滞金減免事務処理マニュアル に基づくものではない。

三田市としても、平成26~27年にかけて税システムの更新をするにあたり平成26年8月と10月に「延滞金等の適正化に向けた小委員会」と称した関係部署で構成する委員会で延滞金の取り扱いについて検討し、委員会の結論としては、税法どおりの徴収(確定延滞金)が可能なようにシステム的に対応し、1年後に運用するかどうかの判断をするものとしていた。

このことは電算収納システムの運用、改善に関わることであり、また市税延滞金の徴収業務を改革し執行していくには物的・ 人的整備も必要であって、上記を実現していくためには当然のことながら、時間を要することであると考えられる。

しかし、委員会の結論として、税法どおりの徴収が可能なようにシステム的に対応し、1年後に運用するかどうかの判断をするものとしていたのであるから、平成27年度に上記取り扱いについての判断がなされたかどうかも不明で、確定延滞金は現時点では導入しないとする引継ぎがなされたにとどまっている点は問題があろう。

税法どおりの徴収(確定延滞金)が可能なようにシステム的に 対応し、1年後に運用するかどうかの判断をすることが委員会の 結論であるので、市としては、今後、運用するかどうかの判断を 行う者を明確にする必要があり、仮に早い時期で採用をしないの であれば、その理由を明らかにすることが求められると考える。

また、システムの対応が困難な場合においては、これに代わる 代替措置を早急に検討する必要があると考える。

添付資料の内訳	なし
備考	なし